

発議第2号

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年3月19日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

北森 徹

市川 岳人

森川 徹

生中 正嗣

近森 正利

記

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年伊賀市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「議長、副議長及び議員」を「議長等」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長等が招集に応じ、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び伊賀市議会会議規則（平成16年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第169条第1項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場（以下「本会議等」という。）に出席したときは、1日当たり1往復を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、往復距離が1キロメートル未満である場合は支給しない。

- (1) 自動車その他原動機付きの交通用具を使用したとき 議長等の住居と参集場所

との間を合理的経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37 円を乗じて得た額

(2) 交通機関を利用したとき 直接負担した運賃の額

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。